●●市　低未利用地土地利用促進協定　認可要領

（目的）

第１条　本要領は、都市再生特別措置法（以下「法」という。）第４６条第１７項、第８０条の２～第８０条の８に規定する低未利用地土地利用促進協定の認可に関し、必要な事項を定める。

（低未利用地土地利用促進協定の認可の申請）

第２条　法第８０条の２第４項の規定による低未利用地土地利用促進協定の認可を申請しようとする者は、低未利用地土地利用促進協定認可申請書（別紙様式１）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

（１） 低未利用地土地利用促進協定書

（２） 低未利用地土地利用促進協定締結の理由を記載した書面

（３） 低未利用地土地利用促進協定の区域を示す図面

（４） 申請者が低未利用地土地利用促進協定の認可申請に係る代表者であることを証する書面

（５） 低未利用土地の所有者等（法第８０条の２第１項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面

（６） 土地及び建物の登記簿謄本

（７） 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

（低未利用地土地利用促進協定の変更の認可の申請）

第３条　法第８０条の４の規定による低未利用地土地利用促進協定の変更の認可を受けようとする者は、低未利用地土地利用促進協定変更認可申請書（別紙様式２）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

（１） 低未利用地土地利用促進協定の変更書

（２） 低未利用地土地利用促進協定の変更の理由を記載した書面

（３） 変更した低未利用地土地利用促進協定の区域を示す図面

（４） 申請者が低未利用地土地利用促進協定の変更の認可申請に係る代表者であることを証する書面

（５）低未利用土地の所有者等の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面

（６） （変更に係る部分の）土地及び建物の登記簿謄本

（７） 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

（低未利用地土地利用促進協定に係る認可の通知）

第４条　市長は、第２条又は第３条の認可をしたときは、当該認可を受けた者に対し低未利用地土地利用促進協定認可通知書（別紙様式３）又は低未利用地土地利用促進協定変更認可通知書（別紙様式４）によりその旨通知するものとする。

附 則

この要領は、　　　年　月　日から施行する。

（別紙様式１）

　　　年　月　日

低未利用地土地利用促進協定認可申請書

都市再生特別措置法第８０条の２第４項の規定による低未利用地土地利用促進協定の認可について、関係図書を添えて申請します。

（あて先）●●市長

（申請者）

住 所

氏 名

電 話

記

１．協定の名称

２．対象とする区域の地名及び地番

３．対象とする居住者等利用施設の種類

|  |  |
| --- | --- |
|  | 居住者等利用施設 |
| １ | 道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの |
| ２ | 公園、緑地、広場その他これらに類するもの |
| ３ | 噴水、水流、池その他これらに類するもの |
| ４ | 教育文化施設、医療施設、福祉施設その他これらに類するもの |
| ５ | 集会場、業務施設、宿泊施設、食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの |

４．有効期間

５．特記事項

（別紙様式２）

　　　年　月　日

低未利用地土地利用促進協定変更認可申請書

都市再生特別措置法第８０条の４の規定による低未利用地土地利用促進協定の変更の認可について、関係図書を添えて申請します。

（あて先）●●市長

（申請者）

住 所

氏 名

電 話

記

１．認可年月日及び文書番号

２．協定の名称

３．対象とする区域の地名及び地番

４．変更の場合は、その変更の内容

５．有効期間

６．特記事項

（別紙様式３）

　　　年　月　日

○○ ○○ 様

●●市長 印

低未利用地土地利用促進協定認可通知書

都市再生特別措置法第８０条の３の規定により、　　　年　月　日付けにて申請のあった低未利用地土地利用促進協定を認可したので通知します。

認可番号

認可年月日　　　　年　月　日

記

１．協定の名称

２．対象とする区域の地名及び地番

３．有効期間

４．特記事項

（別紙様式４）

　　　年　月　日

○○ ○○ 様

●●市長 　　　　印

低未利用地土地利用促進協定変更認可通知書

都市再生特別措置法第８０条の４の規定により、　　　年　月　日付けにて申請のあった低未利用地土地利用促進協定の変更を認可したので通知します。

認可番号

認可年月日 　　　年　月　日

記

１．認可年月日及び文書番号

２．協定の名称

３．対象とする区域の地名及び地番

４．変更の場合は、その変更の内容

５．有効期間

６．特記事項

■■■地区低未利用地土地利用促進協定書

●●●（以下「甲」という。）、●●●（以下「乙」という。）及び●●●（以下「丙」という。）

は、次のとおり都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８０条の２第１項の低未利用地土地利用促進協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、■■■地区において、居住者等利用施設の一体的な整備及び管理を行うことを目的とする。

（協定区域）

第２条 本協定の対象となる協定区域は、■■市■■区■■及び■■のうち、別図１に示すとおりとする。

（財産区分）

第３条 協定区域の財産区分は、別図２に示すとおりとする。

（居住者等利用施設の種類及び位置）

第４条 本協定の対象とする居住者等利用施設の種類及び位置は、別図３に示すとおりとする。

（居住者等利用施設の一体的な整備の方法及び整備に要する費用の負担の方法）

第５条 第４条で規定した居住者等利用施設を、本協定の締結者が所有する土地に設置する場合、土地所有者は、当該施設の設置に伴う土地の占用に係る費用は、協定締結者間で分担して負担するものとする。費用負担の方法は別途協定を締結してこれを定めることとする。

２ 第４条で規定した居住者等利用施設の整備に係る費用は、協定締結者間で分担して負担するものとする。費用負担の方法は別途協定を締結してこれを定めることとする。

（居住者等利用施設の一体的な管理の方法及び管理に要する費用の負担の方法）

第６条 第４条で規定した居住者等利用施設の日常管理業務は甲が実施することとし、また、日常管理に要する費用は、協定締結者間で分担して負担するものとする。費用負担の方法は別途協定を締結してこれを定めることとする。

（居住者等利用施設の一体的な整備又は管理に関するその他の事項）

第７条 協定締結者は、第４条で規定した居住者等利用施設を活用して、まちの賑わいの創出に資するイベント等の活動を行うことができる。その企画及び実施は、協定締結者が協力して行うこととする。

（低未利用地土地利用促進協定を変更し、又は廃止する場合の手続）

第８条 本協定を変更又は廃止する場合には、協定締結者全員の合意を得た上で、市町村長の認可を受けなければならない。

（協定の有効期間）

第９条 本協定の有効期間は、協定区域において居住者等利用施設が設置・供用される期間とする。

２　低未利用土地の利活用を行う期間は、●●年●月●日より１年間とする。利活用期間の完了時に、乙（地権者）からの申し出が無い場合、利活用の期間を１年間延長する。ただし、乙（地権者）から、低未利用地の利活用の解除に関する申し出があった場合、１か月以内に利活用の解除を行うことができるものとする。

（協定に違反した場合の措置）

第１０条 本協定に定める事項に違反した者があった場合、違反者に対し、相当の猶予期間を付して、当該違反行為を是正するために必要な措置をとることを文書で請求するものとする。

２ 前項の請求があった場合には、違反者は、これに従わなければならない。

（その他）

第１１条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合には、協定締結者間で別途協議の上処理するものとする。

以上の協定成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ各自その１通を保有する。

　年　月　日

甲 ■■市■■

●●●まちづくり株式会社

代表取締役社長 ●● ●● 印

乙 ■■市■■

●●●株式会社

代表取締役社長 ●● ●● 印

丙 ■■市

●●市

市長 ●● ●● 印

別図１　協定区域

|  |
| --- |
| 地区名： |
| 協定区域： |

別図２　財産区分

|  |
| --- |
| 地区名： |
| 財産区分： |

別図３　居住者等利用施設の種類及び位置

|  |
| --- |
| 地区名： |
| 居住者等利用施設の種類及び位置： |